

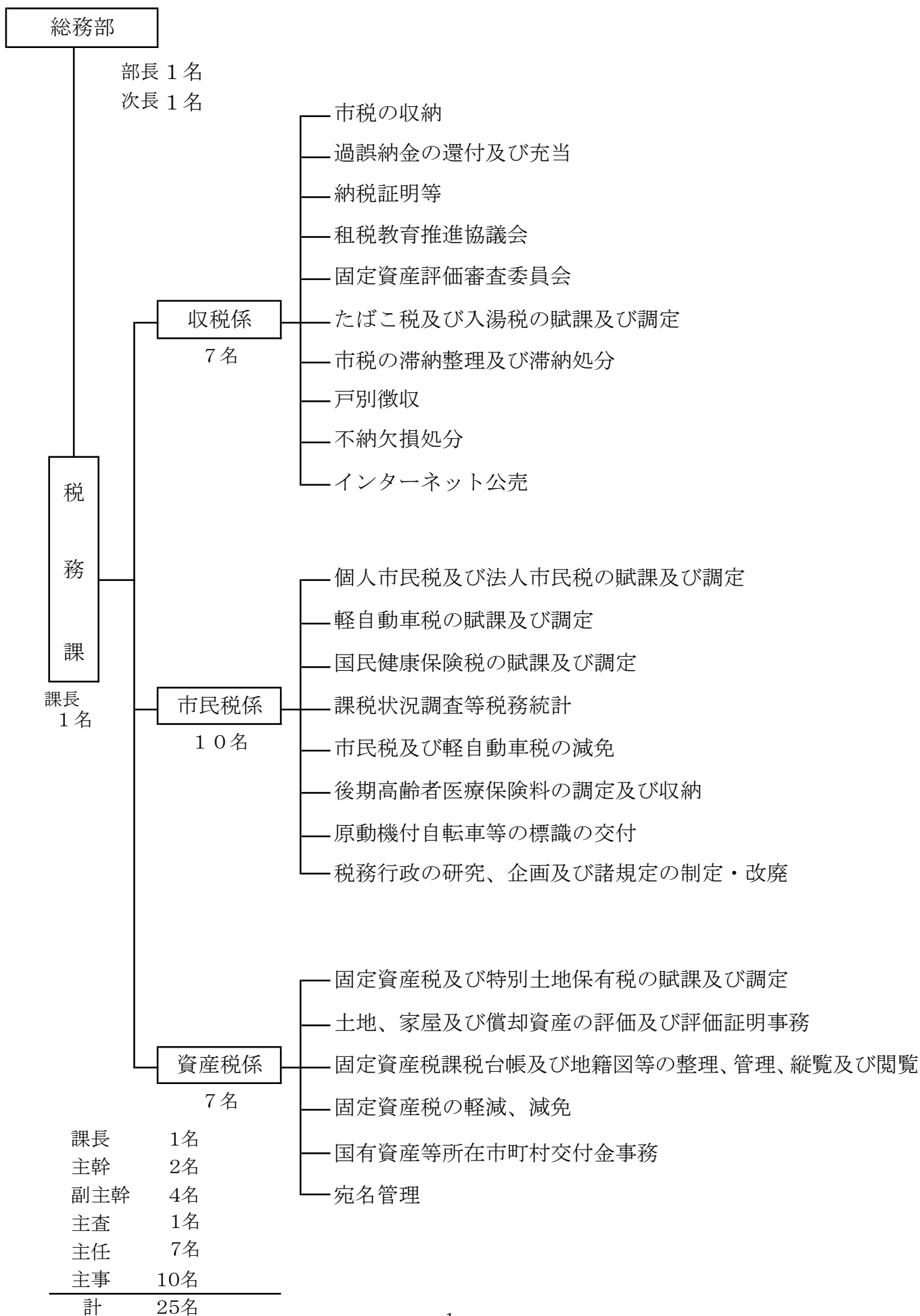


# 目 次

1.	税務課機構及び事務分掌 .....	1
2.	令和5年度一般会計歳入歳出予算(当初) .....	2
3.	市税予算の推移(当初) .....	4
	(1)市税(一般会計)	
	(2)国民健康保険税(国民健康保険事業特別会計)	
4.	市税収納状況 .....	5
	(1)市税収納率 (2)国民健康保険税収納率	
	(3)督促状・催告書発送状況	
	(4)県民税徴収取扱委託金の推移 (5)口座振替納付の推移	
5.	滞納整理の状況 .....	7
	(1)滞納処分の執行停止状況	
	(2)不納欠損の推移	
6.	令和5年度市・県民税課税状況(当初調定) .....	8
7.	令和5年度業種別、個人市民税所得割に関する調 .....	9
	(1)所得割額構成割合の推移	
	(2)1人当り所得金額と納税義務者数の推移	
	(3)個人住民税額の推移	
8.	法人市民税調定額の推移(最終調定額) .....	11
	(1)均等割の税率と区分別法人数	
	(2)法人税割の税率の推移	
	(3)法人税割額	
9.	固定資産税額の推移 .....	13
	(1)固定資産税調定額の推移 (2)税率の推移	
	(3)固定資産税課税標準額の推移	
	イ. 土地   ロ. 家屋   ハ. 償却資産	
	(4)国有資産等所在市町村交付金及び納付金の推移	
	イ. 国有資産等交付金	
10.	軽自動車税に関する調 .....	16
11.	たばこ税に関する調 .....	17
12.	入湯税に関する調 .....	17
13.	国民健康保険税の概要 .....	18
14.	後期高齢者医療保険料(参考) .....	19
15.	税率一覧表(令和5年度) .....	20
16.	所得等の控除額の一覧表 .....	24

# 1. 税務課機構及び事務分掌

令和5年4月1日現在



## 2. 令和5年度一般会計歳入歳出予算(当初)

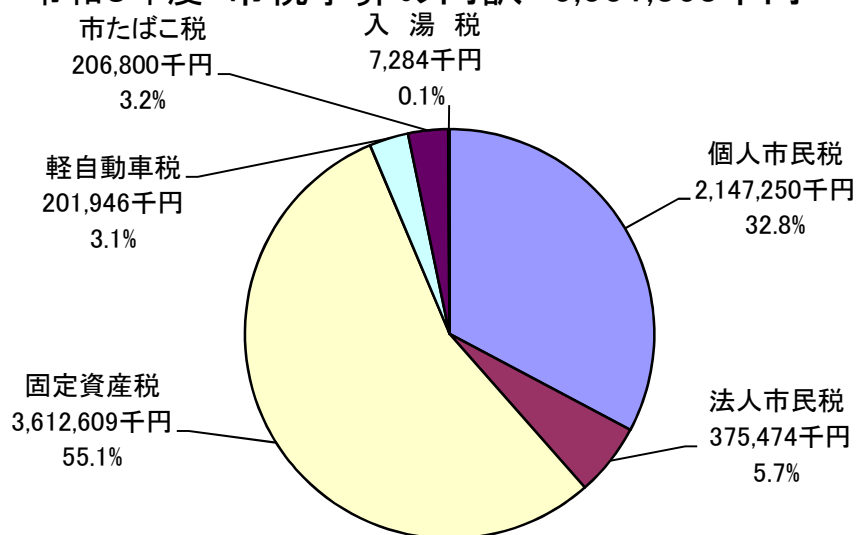
### (1) 歳 入

住民登録台帳人口；令和5年4月1日現在

47,413 人(前年同期899人減)

区 分	予算額 (千円)	人口1人当り (円)	構成比 (%)	自主財源 (千円)	依存財源 (千円)
1. 市 税	6,551,363	138,177	19.8	6,551,363	
2. 地 方 譲 与 税	419,200	8,841	1.3		419,200
3. 利 子 割 交 付 金	1,800	38	0.0		1,800
4. 配 当 割 交 付 金	25,100	529	0.1		25,100
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	12,700	268	0.0		12,700
6. 法 人 事 業 税 交 付 金	94,400	1,991	0.3		94,400
7. 地 方 消 費 税 交 付 金	1,060,200	22,361	3.2		1,060,200
8. ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	4,600	97	0.0		4,600
9. 環 境 性 能 割 交 付 金	29,200	616	0.1		29,200
11. 地 方 特 例 交 付 金	21,400	451	0.0		21,400
12. 地 方 交 付 税	14,000,000	295,278	42.3		14,000,000
13. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	6,200	131	0.0		6,200
14. 分 担 金 及 び 負 担 金	138,635	2,924	0.4	138,635	
15. 使 用 料 及 び 手 数 料	319,711	6,743	1.0	319,711	
16. 国 庫 支 出 金	2,534,849	53,463	7.6		2,534,849
17. 県 支 出 金	1,957,654	41,289	5.9		1,957,654
18. 財 産 収 入	101,006	2,130	0.3	101,006	
19. 寄 附 金	121,610	2,565	0.4	121,610	
20. 繰 入 金	2,616,690	55,189	7.9	2,616,690	
21. 繰 越 金	70,000	1,476	0.2	70,000	
22. 諸 収 入	969,382	20,445	2.9	969,382	
23. 市 債	2,074,300	43,750	6.3		2,074,300
歳 入 合 計	33,130,000	698,752	100.0	10,888,397	22,241,603
			比率%	32.9	67.1

### 令和5年度 市税予算の内訳 6,551,363千円



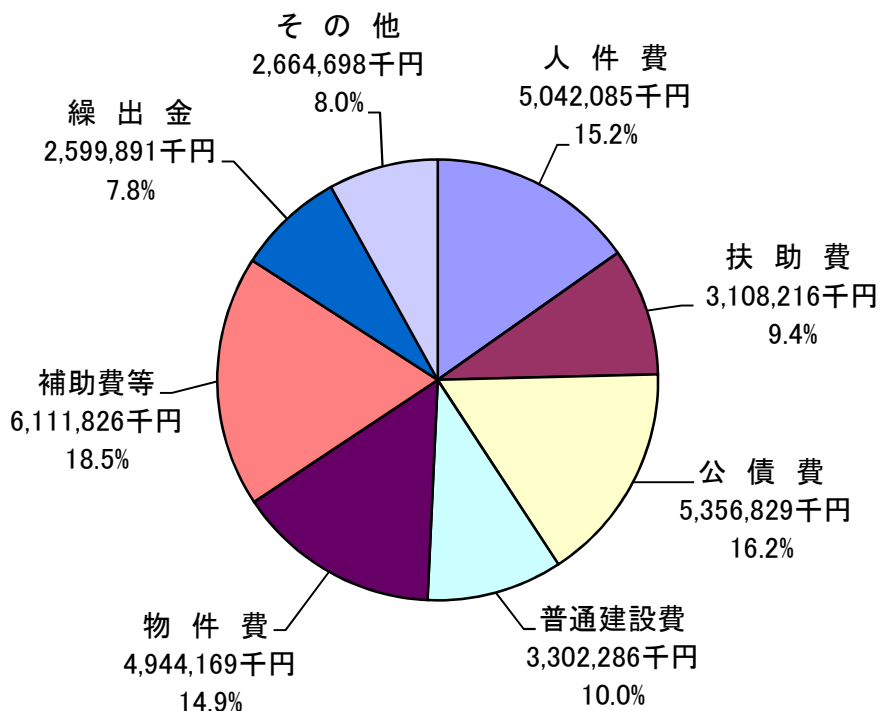
令和5年度市税予算内訳

税 目	予算額 (千円)
個人市民税	2,147,250
法人市民税	375,474
固定資産税	3,612,609
軽自動車税	201,946
市たばこ税	206,800
入 湯 税	7,284
計	6,551,363

(2) 歳 出

区 分	予算額 (千円)	人口1人当り (円)	構成比 (%)
1. 議 会 費	220,283	4,646	0.7
2. 総 務 費	3,603,200	75,996	10.9
3. 民 生 費	8,533,380	179,980	25.8
4. 衛 生 費	2,872,318	60,581	8.7
5. 労 働 費	85,453	1,802	0.2
6. 農 林 水 産 業 費	1,521,782	32,096	4.6
7. 商 工 費	1,471,117	31,028	4.4
8. 土 木 費	4,420,782	93,240	13.3
9. 消 防 費	1,102,107	23,245	3.3
10. 教 育 費	3,650,125	76,986	11.0
11. 災 害 復 旧 費	129,300	2,727	0.4
12. 公 債 費	5,356,829	112,982	16.2
13. 諸 支 出 金	93,324	1,968	0.3
14. 予 備 費	70,000	1,476	0.2
歳 出 合 計	33,130,000	698,753	100.0

令和5年度 一般会計予算 性質別歳出の内訳



性質別歳出の内訳

区 分	予算額(千円)
人 件 費	5,042,085
扶 助 費	3,108,216
公 債 費	5,356,829
普通建設費	3,302,286
物 件 費	4,944,169
補助費等	6,111,826
繰 出 金	2,599,891
そ の 他	2,664,698
計	33,130,000

### 3.市税予算の推移(当初)

#### (1) 市税(一般会計)

税目		区分	令和3年度		令和4年度		前年比 (B)/(A) (%)	令和5年度		前年比 (C)/(B) (%)
			予算額:(A) (千円)	構成比 (%)	予算額:(B) (千円)	構成比 (%)		予算額:(C) (千円)	構成比 (%)	
市民税	個人	均等割(現年度分)	94,938	1.5	94,518	1.5	99.6	93,340	1.4	98.8
		所得割(現年度分)	2,002,398	32.4	2,008,507	31.5	100.3	2,042,910	31.2	101.7
		小計	2,097,336	33.9	2,103,025	33.0	100.3	2,136,250	32.6	101.6
		滞納繰越分	10,000	0.2	10,000	0.2	100.0	11,000	0.2	110.0
	法人	均等割(現年度分)	178,186	2.9	177,579	2.8	99.7	173,745	2.6	97.8
		法人税割(現年度分)	103,718	1.7	121,966	1.9	117.6	201,479	3.1	165.2
		小計	281,904	4.6	299,545	4.7	106.3	375,224	5.7	125.3
		滞納繰越分	500	0.0	300	0.0	60.0	250	0.0	83.3
固定資産税	純固定	土地	823,850	13.3	838,674	13.1	101.8	842,442	12.8	100.4
		家屋	1,391,060	22.5	1,506,478	23.6	108.3	1,512,945	23.1	100.4
		償却資産	1,040,790	16.9	1,079,948	16.9	103.8	1,117,713	17.1	103.5
		小計	3,255,700	52.7	3,425,100	53.6	105.2	3,473,100	53.0	101.4
		滞納繰越分	19,000	0.3	19,000	0.3	100.0	18,000	0.3	94.7
			国有資産等所在市町村交付金	123,908	2.0	126,939	2.0	102.4	121,509	1.8
軽自動車税	種別割	環境性能割	6,995	0.1	13,914	0.2	198.9	13,944	0.2	100.2
		現年度分	172,878	2.8	174,957	2.7	101.2	187,502	2.9	107.2
		滞納繰越分	500	0.0	500	0.0	100.0	500	0.0	100.0
		市たばこ税	202,100	3.3	206,700	3.2	102.3	206,800	3.2	100.0
		入湯税	7,284	0.1	7,284	0.1	100.0	7,284	0.1	100.0
		特別土地保有税	-	0.0	-	0.0	0.0	-	0.0	0.0
		市税合計	6,178,105	100.0	6,387,264	100.0	103.4	6,551,363	100.0	102.6

#### (2) 国民健康保険税(国民健康保険事業特別会計)

税目		区分	令和3年度		令和4年度		前年比 (B)/(A) (%)	令和5年度		前年比 (C)/(B) (%)
			予算額:(A) (千円)	構成比 (%)	予算額:(B) (千円)	構成比 (%)		予算額:(C) (千円)	構成比 (%)	
国民健康保険税		一般医療(現年度分)	665,365	70.6	642,698	70.6	96.6	598,742	70.9	93.2
		一般後期高齢(現年度分)	199,266	21.2	192,532	21.2	96.6	179,426	21.3	93.2
		一般介護(現年度分)	54,024	5.7	53,275	5.9	98.6	49,005	5.8	92.0
		退職医療(現年度分)	0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	-
		退職後期高齢(現年度分)	0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	-
		退職介護(現年度分)	0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	-
		小計	918,655	97.5	888,505	97.7	96.7	827,173	98.0	93.1
		滞納繰越分	23,394	2.5	21,126	2.3	90.3	16,529	2.0	78.2
		計	942,049	100.0	909,631	100.0	96.6	843,702	100.0	92.8

## 4. 市税収納状況

### (1) 市税収納率（一般会計）

（単位：千円、％）

区 分 税 目		令和2年度				令和3年度				令和4年度			
		調定額 (A)	収入額 (B)	不納欠損額 (C)	収納率 (B)/(A)-(C)	調定額 (A)	収入額 (B)	不納欠損額 (C)	収納率 (B)/(A)-(C)	調定額 (A)	収入額 (B)	不納欠損額 (C)	収納率 (B)/(A)-(C)
市民税	個人市民税	2,283,091	2,270,491	0	99.4	2,197,020	2,186,683	0	99.5	2,193,821	2,180,980	0	99.4
	法人市民税	363,437	362,544	0	99.8	371,931	370,605	0	99.6	379,227	378,260	0	99.7
	小 計	2,646,528	2,633,035	0	99.5	2,568,951	2,557,288	0	99.5	2,573,048	2,559,240	0	99.5
固定資産税	純固定資産税	3,605,703	3,570,036	0	99.0	3,426,838	3,401,996	0	99.3	3,529,387	3,499,798	238	99.2
	国有資産等所在 市町村交付金	129,536	129,536	0	100.0	123,908	123,908	0	100.0	127,011	127,011	0	100.0
	小 計	3,735,239	3,699,572	0	99.0	3,550,746	3,525,904	0	99.3	3,656,398	3,626,809	238	99.2
軽自動車税	種別割	174,518	173,644	0	99.5	177,575	176,956	0	99.7	182,176	181,300	13	99.5
	環境性能割	7,319	7,319	0	100.0	7,537	7,537	0	100.0	13,478	13,478	0	100.0
	小 計	181,837	180,963	0	99.5	185,112	184,493	0	99.7	195,654	194,778	13	99.6
市たばこ税		221,279	221,279	0	100.0	224,140	224,140	0	100.0	236,459	236,459	0	100.0
入湯税		5,742	5,742	0	100.0	6,455	6,455	0	100.0	7,546	7,546	0	100.0
特別土地保有税		-	-	0	-	-	-	0	-	-	-	0	-
現年度課税分計		6,790,625	6,740,591	0	99.3	6,535,404	6,498,280	0	99.4	6,669,105	6,624,832	251	99.3
滞納繰越分	個人市民税	69,712	15,226	3,273	22.9	62,845	13,471	4,182	23.0	54,133	10,301	718	19.3
	法人市民税	8,168	2,216	360	28.4	6,655	534	611	8.8	6,642	231	762	3.9
	固定資産税	192,966	20,634	18,262	11.8	189,742	23,232	16,410	13.4	174,963	12,742	14,043	7.9
	軽自動車税	4,546	1,023	241	23.8	4,025	1,102	144	28.4	3,398	609	173	18.9
	計	275,392	39,099	22,136	15.4	263,267	38,339	21,347	15.8	239,136	23,883	15,696	10.7
一般市税 合計		7,066,017	6,779,690	22,136	96.2	6,798,671	6,536,619	21,347	96.4	6,908,241	6,648,715	15,947	96.5

### (2) 国民健康保険税収納率（国民健康保険事業特別会計）

国民健康保険税	現年度課税分	988,223	967,826	0	97.9	948,802	930,769	0	98.1	885,725	868,245	0	98.0
	滞納繰越分	123,383	22,713	3,353	18.9	115,002	19,597	6,926	18.1	105,459	18,084	994	17.3
	計	1,111,606	990,539	3,353	89.4	1,063,804	950,366	6,926	89.9	991,184	886,329	994	89.5

(3) 督促状・催告書発送状況

期別	督促状発送件数					
	令和3年度	令和4年度				
		市県民税		固定資産税	軽自動車税	国保税
普通徴収	特別徴収					
4月	53	10	42			3
5月	843	7	39	854		8
6月	618		37	2	582	2
7月	383	395	48		1	
8月	1,022		81	760		269
9月	562	387	49			214
10月	248		49			210
11月	606	364	48			235
12月	222		37			192
1月	883		71	645		196
2月	609	378	51			190
3月	929		60	657		204
小計	6,978	1,541	612	2,918	583	1,723
合計	6,978			7,377		

月	催告書発送件数	
	令和3年度	令和4年度
4月	836	788
8月	844	854
11月	705	698
計	2,385	2,340

(4) 県民税徴収取扱委託金の推移

(単位:千円)

年 度	(納税義務者の数)× 3,000円	その他取扱費 (還付充当金他)	平成18年度以前の年度分 の県民税に対する分 (県民税額×7%)	委託金額 合計
平成30年度	(28,558) 86,157	4,354	21	90,532
令和元年度	(28,331) 85,367	4,122	15	89,504
令和2年度	(28,128) 84,881	3,926	4	88,811
令和3年度	(27,458) 83,711	4,752	27	88,490
令和4年度	(27,015) 82,778	3,531	11	86,320

(5) 口座振替納付の推移

(単位:件、%)

年 度	納税通知書 件数	口座振替 依頼件数	口座振替率
令和元年度	53,032	39,079	73.7
令和2年度	49,279	36,078	73.2
令和3年度	52,325	40,618	77.6
令和4年度	54,421	39,968	73.4
令和5年度	51,853	39,423	76.0

各年度当初賦課、納税通知書にかかる件数とする。



## 5. 滞納整理の状況

### (1) 滞納処分の執行停止状況

(単位:円、件)

税目	年度	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		税 額	件数	税 額	件数	税 額	件数
個人市民税		2,236,194	51	5,509,725	97	6,331,792	110
法人市民税		312,000	2	586,759	8	617,400	5
固定資産税		15,525,738	141	40,784,406	209	28,724,088	328
軽自動車税		177,100	27	207,612	30	756,139	83
国民健康保険税		2,123,714	41	4,799,408	46	14,649,715	163
計		20,374,746	262	51,887,910	390	51,079,134	689

\*個人市民税額は県民税を含む。

### (2) 不納欠損の推移

(単位:円、件)

税目	年度	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		税 額	件数	税 額	件数	税 額	件数
個人市民税		3,273,041	69	4,182,318	86	717,975	30
法人市民税		360,000	3	610,700	15	762,300	7
固定資産税		18,261,812	122	16,409,786	98	14,280,545	139
軽自動車税		241,483	46	144,000	25	186,300	12
国民健康保険税		3,352,736	61	6,926,367	50	994,200	11
計		25,489,072	301	28,273,171	274	16,941,320	199

## 6. 令和5年度 市・県民税課税状況（当初調定）

調定日 令和5年6月12日

区 分		金額(千円)
所得額	総所得金額等	64,948,464
	山林所得	-
	分離譲渡所得	326,452
	株式等譲渡所得	146,088
	上場株式等配当所得	31,816
	先物取引に係る雑所得	82,231
	合計 (A)	65,535,051
所得控除額	雑損控除	5,134
	医療費控除	532,175
	社会保険料控除	11,950,060
	小規模企業共済掛金控除	350,246
	生命保険料控除	1,005,796
	地震保険料控除	77,774
	障害者控除	339,780
	寡婦控除	59,280
	ひとり親控除	78,300
	配偶者控除	850,140
	配偶者特別控除	356,860
	扶養控除	1,967,960
	同居特別障害加算分	52,670
	勤労学生	-
基礎控除	10,134,270	
合計 (B)	27,760,445	
課税所得金額 (A) - (B)		37,774,606

区 分		金額(千円)	
税額控除額	調整控除		50,060
	配当控除		2,371
	住宅借入金等特別税額控除		25,084
	寄付金税額控除		46,219
	外国税額控除		-
	合計		123,734
税額調整額			158
配当割額の控除額			3,944
株式等譲渡所得割額の控除額			1,430
区 分		納税義務者数	税 額(千円)
市民税	均等割	27,458	96,103
	所得割	23,585	2,102,355
	計 ①		2,198,458
県民税	均等割	27,458	54,916
	所得割	23,577	1,401,261
	計 ②		1,456,177
課税額計 ①+②			3,654,635
市・県民税負担割合		市民税	60.2%
		県民税	39.8%
①のうち給与特徴でR5年度の収入となる額 =③ (市民税)			291,623
給与特徴でR3年度分からR4年度の収入となる額 =④ (市民税)			279,734
①-③+④ 差引調定額 (市民税)			2,186,569

## 7. 令和5年度業種別、個人市民税所得割に関する調(課税状況調より)

令和5年7月1日現在

区 分	納税義務者 (人)	総所得金額等 (千円)	所得控除額 (千円)	課税標準額 (千円)	算出税額 (千円)	税額控除額等 (千円)	所得割額 (千円)	平均税率 (%)
給与所得者	18,170	54,249,203	22,530,615	31,718,588	1,902,365	104,293	1,798,072	6.0
営業等所得者	726	2,706,570	966,505	1,740,065	104,372	5,350	99,022	6.0
農業所得者	139	364,196	172,490	191,706	11,496	490	11,006	6.0
その他所得者	4,352	6,746,618	3,819,474	2,977,144	178,447	13,968	164,479	6.0
小 計	23,387	64,066,587	27,489,084	36,627,503	2,196,680	124,101	2,072,579	6.0
分離所得者	215	831,877	271,361	1,147,103	51,644	5,165	46,479	4.5
合 計	23,602	64,898,464	27,760,445	37,774,606	2,248,324	129,266	2,119,058	6.0

### (1) 所得割額構成割合(%)の推移

区分	年度	所得割額 (千円、%)			備 考
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
給与所得者	1,739,550	1,763,189	1,798,072		
	84.7	84.9	84.9		
営業等所得者	99,995	97,241	99,022		
	4.9	4.7	4.7		
農業所得者	15,248	11,859	11,006		
	0.7	0.6	0.5		
その他所得者	161,773	161,401	164,479		
	7.9	7.8	7.7		
分離所得者	37,033	42,809	46,479		
	1.8	2.0	2.2		
合 計	2,053,599	2,076,499	2,119,058		
	100.0	100.0	100.0		

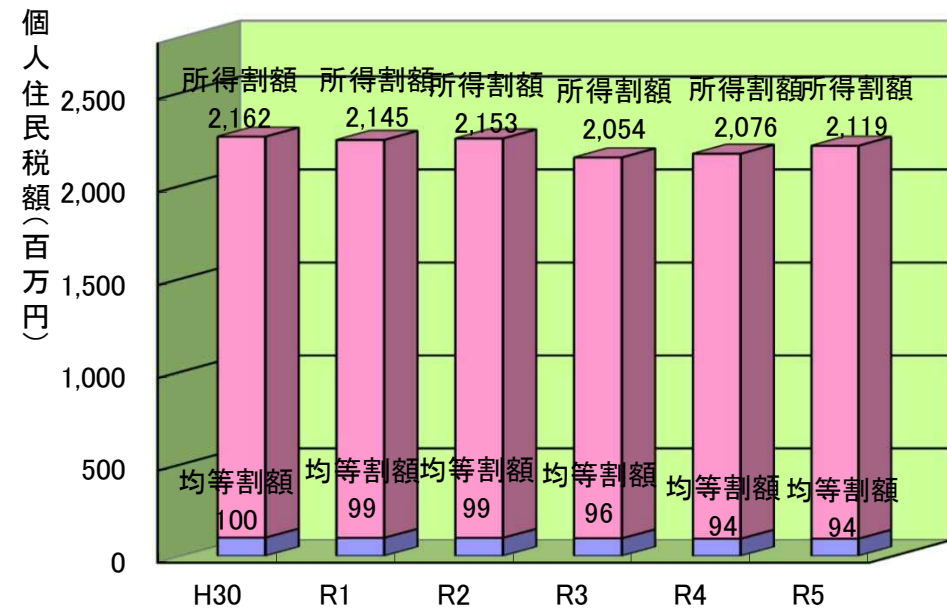
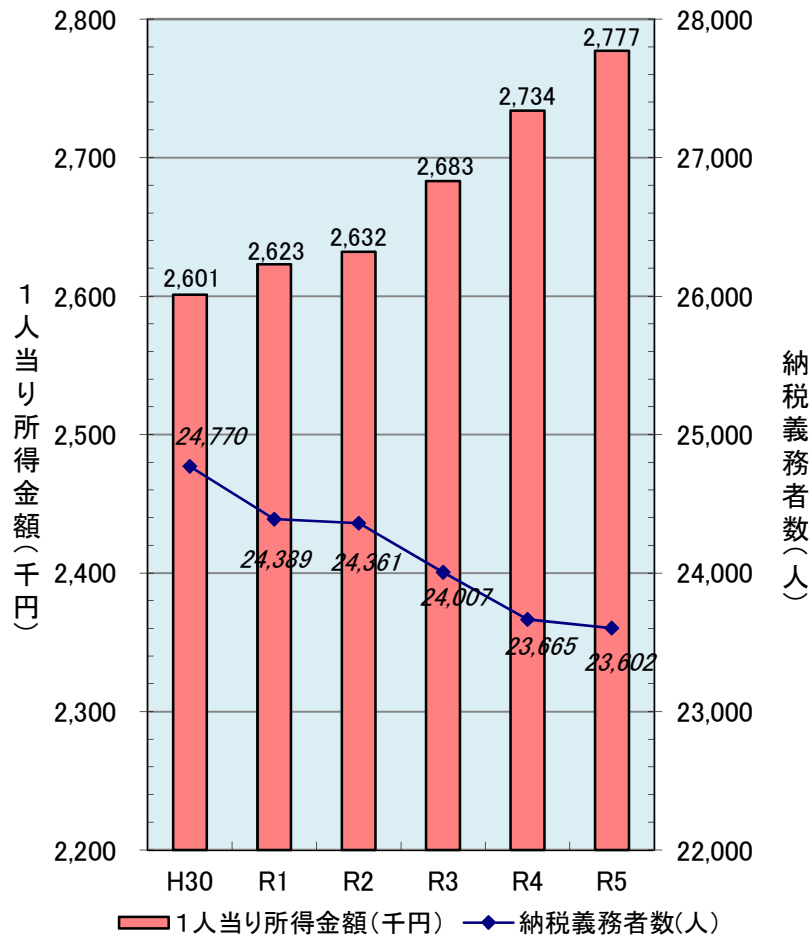
下段は、構成割合

## (2) 1人当り所得金額と納税義務者数の推移

個人住民税 年度	1人当り所得 金額(千円)	納税義務者数 (人)	1人当り所得 割額(円)
平成30年度	2,601	24,770	88,101
令和元年度	2,623	24,389	88,290
令和2年度	2,632	24,361	88,392
令和3年度	2,683	24,007	85,542
令和4年度	2,734	23,665	87,746
令和5年度	2,777	23,602	89,783

## (3) 個人住民税額の推移

個人住民税 年度	均等割額	所得割額	計(百万円)
平成30年度	100	2,162	2,262
令和元年度	99	2,145	2,244
令和2年度	99	2,153	2,252
令和3年度	96	2,054	2,150
令和4年度	94	2,076	2,170
令和5年度	94	2,119	2,213



## 8. 法人市民税調定額の推移 (最終調定額)

(単位:千円)

年度	事業所数	現年度分		滞納繰越分		合計		
		均等割	法人税割	均等割	法人税割	均等割	法人税割	計
令和元年度	1,211	173,648	265,852	8,855	121	182,503	265,973	448,476
令和2年度	1,206	175,818	187,619	8,046	122	183,864	187,741	371,605
令和3年度(A)	1,211	170,229	201,701	6,396	259	176,625	201,960	378,585
令和4年度(B)	1,220	177,282	201,945	6,380	262	183,662	202,207	385,869
(B)/(A) %	100.7	104.1	100.1	99.7	101.2	104.0	100.1	101.9

### (1)均等割の税率と区分別法人数

区分	資本金等の額	従業者数	均等割額	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
			(千円)	法人数(社)	法人数(社)	法人数(社)	法人数(社)
9号法人	50億円 < 資本金	50人を超える	3,600	10	10	10	9
8号法人	10億円 < 資本金 ≤ 50億円	〃	2,100	6	6	4	4
7号法人	10億円 < 資本金	50人以下	492	35	40	41	45
6号法人	1億円 < 資本金 ≤ 10億円	50人を超える	480	12	11	11	12
5号法人	1億円 < 資本金 ≤ 10億円	50人以下	192	45	46	46	48
4号法人	1千万円 < 資本金 ≤ 1億円	50人を超える	180	27	28	27	30
3号法人	1千万円 < 資本金 ≤ 1億円	50人以下	156	260	259	261	256
2号法人	資本金 ≤ 1千万円	50人を超える	144	5	6	6	6
1号法人	資本金 ≤ 1千万円 (法人でない社団等を含む)	50人以下	60	811	800	805	810
計				1,211	1,206	1,211	1,220

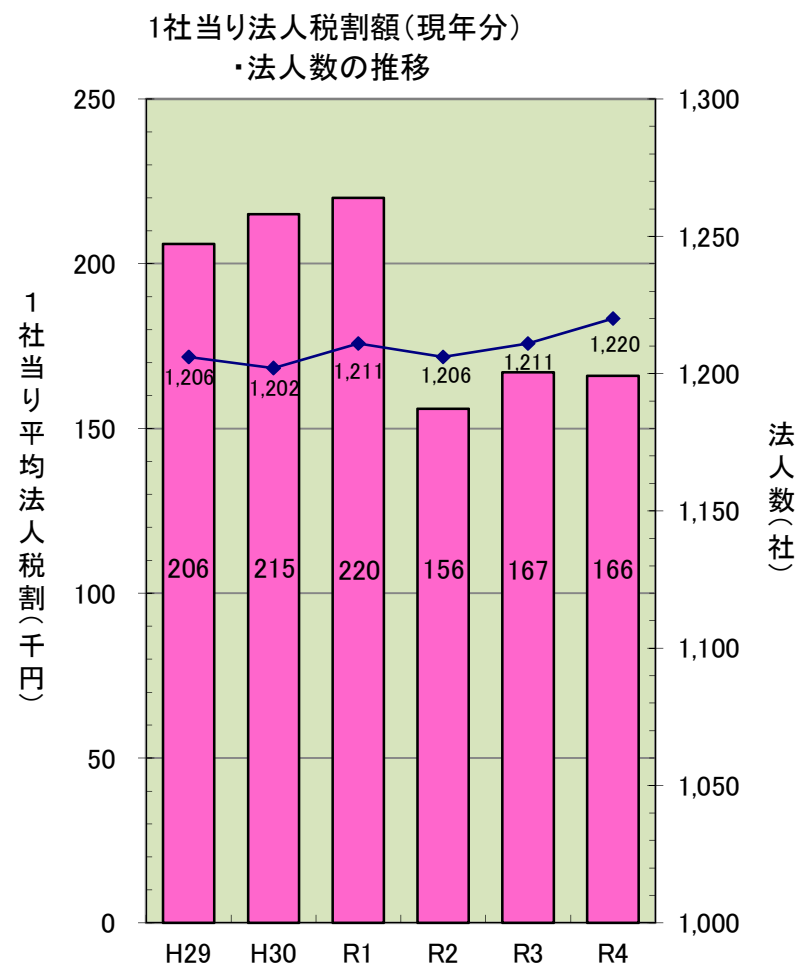
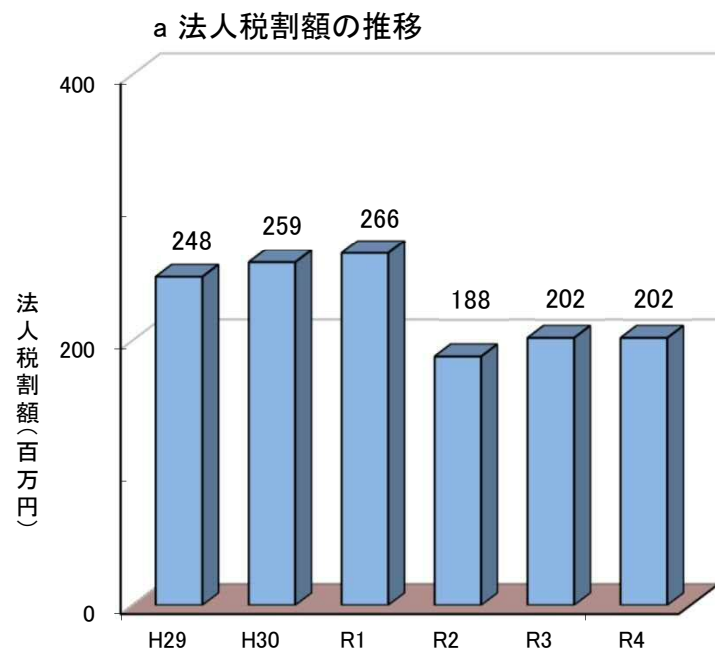
### (2)法人税割の税率の推移

(%)

	城端	平	上平	利賀	井波	井口	福野	福光
平成16年度(合併前)	14.7	14.7	14.7	14.7	14.7	14.7	14.5	14.7
平成16年度(合併後)	14.7							
平成26年10月～	12.1 (平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用)							
令和元年10月～	8.4 (令和元年10月1日以後に開始する事業年度から適用)							

### (3)法人税割額(現年分)

	法人税割額 (百万円) a	1社当り平均 (千円) b	法人数 (社) c
平成29年度	248	206	1,206
平成30年度	259	215	1,202
令和元年度	266	220	1,211
令和2年度	188	156	1,206
令和3年度	202	167	1,211
令和4年度	202	166	1,220



## 9. 固定資産税額の推移

### (1) 固定資産税調定額の推移

(単位:千円)

年 度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
固定資産税調定額	3,617,967	3,619,246	3,538,649	3,534,980	3,605,704	3,426,838	3,529,386	3,343,205

(現年度課税分で、過年度分、国有資産等所在市町村交付金を含まない純固定資産税額とし、令和5年度は当初調定、他年度は最終調定)

### (2) 税率(%)の推移 (固定資産税額=課税標準額×税率)

(単位:%)

平成16年度 (旧町村)	城端	平	上平	利賀	井波	井口	福野	福光
	1.50	1.70	1.70	1.70	1.45	1.50	1.50	1.55
平成17年度～ (南砺市)	全域							
	1.45							

### (3) 固定資産税課税標準額の推移 (各年度とも当初賦課)

#### イ. 土地 (法定免税点以上のもの)

概要調書より (単位:千円)

年 度 地 目	課 税 標 準 額								
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
田 (介在田含む)	7,930,074	7,834,517	7,823,090	7,753,360	7,758,112	7,710,605	7,691,521	7,722,874	
畑 (介在畑含む)	232,668	242,242	242,061	241,504	242,879	244,266	238,408	235,361	
宅 地	小規模住宅用地	5,007,475	4,952,968	4,884,422	4,868,397	4,855,364	4,676,003	4,668,545	4,660,181
	一般住宅用地	14,115,972	14,085,529	13,945,691	13,901,281	13,869,503	13,112,613	13,098,418	13,093,932
	住宅用地以外の宅地	31,887,526	31,756,746	31,490,071	31,246,227	31,217,318	30,675,791	30,566,508	30,628,705
	計	51,010,973	50,795,243	50,320,184	50,015,905	49,942,185	48,464,407	48,333,471	48,382,818
鉱 泉 地	1,848	1,854	1,854	1,854	1,854	1,854	1,854	1,854	
池 沼	非課税地	非課税地	非課税地	非課税地	非課税地	非課税地	非課税地	非課税地	
山 林	424,706	426,861	427,633	427,416	425,976	432,173	434,460	435,265	
原 野	39,236	39,244	39,602	39,611	39,553	39,417	39,306	39,247	
雑 種 地	3,281,922	3,330,754	3,353,737	3,375,486	3,378,394	3,407,277	3,403,852	3,335,346	
そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	
合 計	62,921,427	62,670,715	62,208,161	61,855,136	61,788,953	60,299,999	60,142,872	60,152,765	

ロ. 家 屋（法定免税点以上のもの）

概要調書より（単位：千円）

家屋の種類		決 定 価 格								
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
木 造 家 屋	専用住宅 （共同住宅含む）	45,011,518	45,894,603	44,628,938	45,568,578	46,610,710	45,189,042	46,004,515	46,751,217	
	併 用 住 宅	1,615,537	1,606,328	1,535,998	1,562,262	1,647,073	1,584,486	1,585,071	1,574,297	
	農 家 住 宅	専用住宅へ移行	専用住宅へ移行	専用住宅へ移行	専用住宅へ移行	専用住宅へ移行	専用住宅へ移行	専用住宅へ移行	専用住宅へ移行	
	付 属 家	4,094,587	4,135,818	4,061,973	4,069,293	4,082,978	3,979,308	4,011,417	3,997,281	
	事務所・銀行・店舗	698,638	747,098	726,093	784,435	804,388	728,341	821,075	835,137	
	劇 場・病 院	48,479	48,479	44,312	44,312	43,716	38,739	38,739	46,525	
	旅館・料亭・ホテル	115,478	114,861	112,722	112,722	116,807	110,954	127,283	122,071	
	工 場・倉 庫	403,983	401,405	398,081	410,858	436,815	409,576	440,050	454,561	
	土 蔵	705,991	704,176	697,395	692,958	690,842	684,375	678,967	673,187	
	計	52,694,211	53,652,768	52,205,512	53,245,418	54,433,329	52,724,821	53,707,117	54,454,276	
木 造 以 外 の 家 屋	専用住宅 （共同住宅 を含む）	鉄骨鉄筋コン造	179,367	179,367	174,384	174,384	174,384	174,384	174,384	174,384
		鉄筋コン造	2,397,560	2,368,791	2,290,001	2,276,203	2,314,711	2,302,112	2,283,808	2,283,808
		鉄 骨 造	4,820,995	4,848,938	4,665,559	4,641,709	4,728,062	4,512,712	4,623,389	4,623,296
		軽量鉄骨造	1,900,885	1,929,063	1,812,913	1,839,472	1,883,474	1,723,509	1,776,400	1,795,180
		れんが・コンク リートブロック造	124,337	123,691	116,654	116,241	116,241	111,997	111,633	109,533
		小 計	9,423,144	9,449,850	9,059,511	9,048,009	9,216,872	8,824,714	8,969,614	8,986,201
	その他	鉄骨鉄筋コン造	493,537	493,537	464,764	464,764	464,764	347,064	443,989	443,989
		鉄筋コン造	6,377,094	6,368,290	6,196,244	6,214,478	6,171,039	5,545,474	6,120,611	6,076,827
		鉄 骨 造	38,158,915	38,795,545	37,148,450	38,099,080	38,613,901	34,952,923	37,833,785	38,275,240
		軽量鉄骨造	2,275,123	2,281,131	2,167,155	2,227,458	2,258,198	2,078,995	2,161,501	2,161,548
		れんが・コンク リートブロック造	219,624	217,171	207,013	206,454	204,922	190,018	190,648	190,062
		その他	—	—	—	—	—	—	—	3,145
		小 計	47,524,293	48,155,674	46,183,626	47,212,234	47,712,824	43,114,474	46,750,534	47,150,811
計	56,947,437	57,605,524	55,243,137	56,260,243	56,929,696	51,939,188	55,720,148	56,137,012		
合 計	109,641,648	111,258,292	107,448,649	109,505,661	111,363,025	104,664,009	109,427,265	110,591,288		

※平成27年度評価替えに伴う用途区分変更により公衆浴場は「工場、倉庫」へ移行



[上段は個人分・下段は法人分]

概要調書より(単位:千円)

ハ. 償却資産 (法定免税点以上のもの)

年 度 種 類	課 税 標 準 額							
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
構 築 物	259,291	279,693	317,089	303,373	324,389	356,902	394,891	384,259
	4,917,935	5,026,037	5,205,873	5,300,335	5,772,586	5,719,696	6,200,410	6,595,140
機 械 及 び 装 置	335,535	445,557	541,119	505,621	549,380	533,382	545,286	452,364
	17,689,169	17,551,596	18,861,198	18,877,145	18,556,598	16,568,372	18,430,845	19,297,009
船 舶	-	-	-	-	-	-	-	-
	1,136	748	570	457	457	101	457	425
航 空 機	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	103	-
車 両 及 び 運 搬 具	5,516	17,301	15,130	8,413	9,409	7,508	4,506	10,198
	278,223	336,987	363,396	337,165	281,112	263,106	242,603	223,625
工 具、器 具 及 び 備 品	112,672	106,404	114,142	132,778	155,539	176,174	184,284	184,754
	3,826,569	3,765,441	3,670,833	3,670,975	3,557,785	3,444,533	3,596,890	3,541,795
計	713,014	848,955	987,480	950,185	1,038,717	1,073,966	1,128,967	1,031,575
	26,713,032	26,680,809	28,101,870	28,186,077	28,168,538	25,995,808	28,471,308	29,657,994
法第389条 関 係	-	-	-	-	-	-	-	-
	51,754,218	50,559,774	48,025,551	46,738,423	49,462,677	48,670,652	47,602,003	45,988,308
合 計	713,014	848,955	987,480	950,185	1,038,717	1,073,966	1,128,967	1,031,575
	78,467,250	77,240,583	76,127,421	74,924,500	77,631,215	74,666,460	76,073,311	75,646,302

※令和3年度より、種類に「航空機」を追加

(4) 国有資産等所在市町村交付金及び納付金の推移

イ. 国有資産等交付金

(単位:千円)

年 度 区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
中部森林管理局	1,323	1,358	1,357	1,412	1,412	1,412	1,413	1,412
北陸財務局	32	32	31	31	31	31	30	30
富山県企業局	120,039	117,079	111,965	108,519	127,430	121,803	124,880	119,379
富 山 県	744	677	663	663	662	662	688	688
合 計	122,138	119,146	114,016	110,625	129,535	123,908	127,011	121,509

## 10. 軽自動車税に関する調

### (1) 環境性能割の推移

(単位:千円)

区分	税率	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		件数	税額	件数	税額	件数	税額
現年課税分	税率一覧 P21参照	409	7,319	425	7,536	694	13,478

※ 令和元年10月1日環境性能割創設。

1月末までに県に申告納付または賦課徴収の  
あったものがその年度の市の収入となる。

### (2) 種別割の推移

(単位:千円)

区分 種類	税率 1台当 (円)	平成30年度 (最終)		令和元年度 (最終)		令和2年度 (最終)		令和3年度 (最終)		令和4年度 (最終)		令和5年度 (当初)			
		課税台数	調定額	課税台数	調定額	課税台数	調定額	課税台数	調定額	課税台数	調定額	課税台数	調定額		
原付 自転車	原付1種	2,000	2,009	4,018	1,872	3,744	1,724	3,448	1,593	3,186	1,500	3,000	1,431	2,862	
	原付2種 乙	2,000	139	278	133	266	129	258	123	246	128	256	116	232	
	原付2種 甲	2,400	218	523	228	547	233	559	235	564	250	600	266	639	
	ミニカー	3,700	37	137	33	122	32	118	40	148	42	155	39	144	
	小計		2,403	4,956	2,266	4,679	2,118	4,383	1,991	4,144	1,920	4,011	1,852	3,877	
軽自動車 及び 小型特殊 自動車	一輪車 (ポータレラ含む)	二輪車	3,600	566	2,038	567	2,041	560	2,016	585	2,106	616	2,218	629	2,264
		乗用(営)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3
	四輪車	乗用(自)	税率一覧 P22参照	13,101	114,522	13,124	117,829	13,154	121,824	13,152	125,342	13,121	129,504	13,408	135,500
		貨物用(営)		89	304	88	307	93	331	84	305	82	298	79	289
		貨物用(自)		6,904	33,557	6,871	33,903	6,827	34,148	6,732	34,045	6,719	34,428	6,803	35,366
		農耕用	2,000	2,782	5,564	2,697	5,394	2,615	5,230	2,534	5,068	2,483	4,966	2,432	4,864
		特殊作業用	5,900	526	3,103	550	3,245	560	3,304	560	3,304	577	3,404	591	3,487
		小計		23,968	159,088	23,897	162,719	23,809	166,853	23,647	170,170	23,598	174,818	23,945	181,795
二輪の小型自動車		6,000	546	3,276	548	3,288	547	3,282	553	3,318	558	3,348	576	3,456	
合計			26,917	167,320	26,711	170,686	26,474	174,518	26,191	177,632	26,076	182,177	26,373	189,128	

※5年度は当初調定、他年度は最終調定

## 11. たばこ税に関する調

(単位:本、円)

種類 年度	旧3級品以外			旧3級品			調定額 (A+B)
	売り渡し本数	税率 1,000本 当	調定額 (A)	売り渡し 本数	税率 1,000本 当	調定額 (B)	
平成30年度	3~9月分 24,946,494	5,262	131,268,449	3月分 162,980	3,355	546,798	218,435,100
	10~2月分 14,332,312	5,692	81,581,388				
	手持ちたばこ 60,340	645	38,912	4~2月分 1,059,980	4,000	4,239,920	
	手持ちたばこ 1,682,402	430	759,633				
令和元年度	3~9月分 23,624,352	5,692	133,333,666				218,660,822
	10~2月分 14,984,855	5,692	85,300,631				
	手持ちたばこ 15,680	430	26,525				
令和2年度	3~9月分 22,693,054	5,692	129,168,704				221,278,707
	10~2月分 14,938,502	6,122	91,454,595				
	手持ちたばこ 1,524,228	430	655,408				
令和3年度	3~9月分 22,254,857	6,122	136,244,231				224,140,239
	10~2月分 13,294,783	6,552	87,109,811				
	手持ちたばこ 1,828,386	430	786,197				
令和4年度	3~2月分 36,089,543	6,552	236,458,681				236,458,681

## 12. 入湯税に関する調

(単位:人、円)

年度	項目	税率 1人1日 当り	課税人数	調定額	課税免除 人数	備考
平成30年度		150円	72,142	10,821,300	381,130	
令和元年度		150円	69,449	10,417,350	397,187	
令和2年度		150円	38,279	5,741,850	309,445	
令和3年度		150円	43,032	6,454,800	326,617	
令和4年度		150円	50,305	7,545,750	374,936	

### 13. 国民健康保険税の概要

#### (1) 令和5年度国民健康保険事業特別会計(事業勘定)予算(当初)

(単位:千円)

歳 入		歳 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
1. 国民健康保険税	844,052	1. 総 務 費	99,211
2. 使用料及び手数料	150	2. 保険給付費	3,339,470
3. 国庫支出金	100	3. 国民健康保険事業費納付金	1,177,775
6. 県支出金	3,484,144	8. 保健事業費	76,150
8. 財産収入	1,905	9. 基金積立金	1,905
10. 繰入金	398,795	11. 諸支出金	43,389
11. 繰越金	30,000	12. 予備費	30,000
12. 諸収入	8,754		
歳入合計	4,767,900	歳出合計	4,767,900

#### (2) 国民健康保険税税率の推移

年 度	医 療 分				後 期 支 援 分				介 護 保 険 分			
	所得割 (%)	均等割 1人(円)	平等割 世帯(円)	賦課 限度額 (円)	所得割 (%)	均等割 1人(円)	平等割 世帯(円)	賦課 限度額 (円)	所得割 (%)	均等割 1人(円)	平等割 世帯(円)	賦課 限度額 (円)
平成26年度	7.65	29,600	23,500	510,000	2.10	8,200	6,400	160,000	1.95	10,600	6,000	140,000
平成27年度	7.65	29,600	23,500	520,000	2.10	8,200	6,400	170,000	1.95	10,600	6,000	160,000
平成28年度	6.40	25,500	19,700	540,000	1.90	7,700	6,000	190,000	1.60	8,200	4,500	160,000
平成29年度	6.40	25,500	19,700	540,000	1.90	7,700	6,000	190,000	1.60	8,200	4,500	160,000
平成30年度	6.40	25,500	19,700	580,000	1.90	7,700	6,000	190,000	1.60	8,200	4,500	160,000
令和元年度	6.40	25,500	19,700	610,000	1.90	7,700	6,000	190,000	1.60	8,200	4,500	160,000
令和2年度	6.40	25,500	19,700	630,000	1.90	7,700	6,000	190,000	1.60	8,200	4,500	170,000
令和3年度	6.40	25,500	19,700	630,000	1.90	7,700	6,000	190,000	1.60	8,200	4,500	170,000
令和4年度	6.40	25,500	19,700	650,000	1.90	7,700	6,000	200,000	1.60	8,200	4,500	170,000
令和5年度	6.40	25,500	19,700	650,000	1.90	7,700	6,000	220,000	1.60	8,200	4,500	170,000

## 14.後期高齢者医療保険料(参考)

### (1)保険料の算出方法

	対 象	料 率 等
所得割額	賦課のもととなる所得金額…注①	8.82%
均等割額	被保険者一人につき	46,800円
賦課限度額		66万円

注①：課税のもととなる所得金額とは、前年中の総所得金額、分離短期・分離長期譲渡所得金額、株式等にかかる譲渡所得金額、分離課税の上場株式配当所得、商品先物取引にかかる雑所得及び山林所得金額の合計額から基礎控除額(43万円)を差し引いた金額をいう。  
 なお、基礎控除額は合計所得金額2,400万円を超えると逡減される。

### (2)保険料の軽減

均等割額の軽減

①低所得者への軽減(同一世帯のすべての被保険者および世帯主の総所得金額等の合計額で判定)

- ・7割軽減 基礎控除額(43万円)+10万円×(年金・給与所得者の合計数…注②-1)以下
- ・5割軽減 基礎控除額(43万円)+(29万円×被保険者数)+10万円×(年金・給与所得者の合計数…注②-1)以下
- ・2割軽減 基礎控除額(43万円)+(53.5万円×被保険者数)+10万円×(年金・給与所得者の合計数…注②-1)以下

注②：年金・給与所得者の合計数 前年中の収入が次のいずれかの条件を満たす同一世帯の被保険者及び世帯主の合計数。「10万円×(年金・給与所得者の合計数-1)」の計算は年金・給与所得者の数が2以上の場合のみ計算。

- ア. 給与収入が55万円を超える者
- イ. 65歳未満かつ公的年金収入額が60万円を超える者
- ウ. 65歳以上かつ公的年金収入額が125万円(公的年金等控除110万円+高齢者特別控除15万円)を超える者

②被用者保険の被扶養者であった人への軽減(後期高齢者医療制度の資格取得日の前日に被用者保険の被扶養者であった人)

- ・所得割額 負担なし
- ・均等割額 5割軽減(資格取得日より2年間)

### (3)収納状況

(単位:千円、%)

区分 科目	令和2年度				令和3年度				令和4年度			
	調定額 (A)	収入 (B)	不納欠損額 (C)	収納率 (B)/((A)-(C))	調定額 (A)	収入 (B)	不納欠損額 (C)	収納率 (B)/((A)-(C))	調定額 (A)	収入 (B)	不納欠損額 (C)	収納率 (B)/((A)-(C))
現年度賦課分	663,440	662,472	0	99.9	666,679	666,158	0	99.9	701,628	701,471	0	100.0
滞納繰越分	1,198	947	1	79.1	1,217	541	0	44.5	1,197	672	0	56.1
計	664,638	663,419	1	99.8	667,896	666,699	0	99.8	702,825	702,143	0	99.9

# 15. 税率一覧表（令和5年度）

## ◎ 市・県民税

### (1) 均等割

- イ 個人住民税 市民税 3,500円 県民税 2,000円<sup>注1)</sup>
- 非課税限度額 ① 前年の合計所得金額が 28万円×家族数<sup>注2)</sup>＋加算額<sup>注3)</sup>16.8万円＋10万円 以下
- ② 前年の合計所得金額が 135万円以下の障害者、未成年者、寡婦又はひとり親
- 注1) 県民税均等割のうち500円は「水と緑の森づくり税」  
 注2) 家族数は同一生計配偶者及び扶養親族の数＋1  
 注3) 加算額は同一生計配偶者又は扶養親族を有するとき

### ロ 法人市民税

区分	資本金等の額	従業者数	均等割額 (千円)
9号法人	50億円 < 資本金	50人を超える	3,600
8号法人	10億円 < 資本金 ≤ 50億円	〃	2,100
7号法人	10億円 < 資本金	50人以下	492
6号法人	1億円 < 資本金 ≤ 10億円	50人を超える	480
5号法人	1億円 < 資本金 ≤ 10億円	50人以下	192
4号法人	1千万円 < 資本金 ≤ 1億円	50人を超える	180
3号法人	1千万円 < 資本金 ≤ 1億円	50人以下	156
2号法人	資本金 ≤ 1千万円	50人を超える	144
1号法人	資本金 ≤ 1千万円 (法人でない社団等を含む)	50人以下	60

### (2) 個人・所得割

#### イ 一般申告・総所得にかかる税率

区分 課税総所得金額	市民税	県民税
	税率	税率
一律	6%	4%

- 非課税限度額 ① 前年の総所得金額等が 35万円×家族数<sup>注1)</sup>＋加算額<sup>注2)</sup>32万円＋10万円 以下
- ② 前年の総所得金額等が135万円以下の障害者、未成年者、寡婦又はひとり親
- 注1) 家族数は同一生計配偶者及び扶養親族の数＋1  
 注2) 加算額は同一生計配偶者又は扶養親族を有するとき

#### ロ 分離申告・長期譲渡所得にかかる税率

	市民税	県民税
課税長期譲渡所得金額	×3.0%	×2.0%

※ 所得税(国税) (A)×15%

#### ハ 分離申告・優良住宅等の造成長期譲渡所得にかかる税率

	市民税	県民税
特別控除後の譲渡益が 2,000万円以下の部分	×2.4%	×1.6%
〃 2,000万円を超える部分	×3.0%	×2.0%

※ 所得税(国税) 特別控除後の譲渡益が2,000万円以下の部分 ×10%  
 〃 が2,000万円を超える部分 ×15%

ニ 分離申告・短期譲渡所得にかかる税率

	市 民 税	県 民 税
課税短期譲渡所得金額	×5.4%	×3.6%

※ 所得税(国税) 課税短期譲渡所得金額 ×30%

ホ 調整控除

① 個人住民税の課税所得金額が200万円以下の場合

次の a または b のいずれか少ない額の5%(市民税3%、県民税2%)

a, 人的控除額の差の合計額 b, 個人住民税の課税所得金額

② 個人住民税の課税所得金額が200万円を超える場合

{人的控除額の差の合計額 - (個人住民税の課税所得金額 - 200万円)} × 5%

※ ただし、2,500円未満の場合は、2,500円とする。

合計所得金額が2,500万円を超える場合は①及び②とも適用外とする。(令和3年度より)

(3) 法人・法人税割

法人税額 × 12.1% (平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用)

法人税額 × 8.4% (令和元年10月1日以後に開始する事業年度から適用)

◎ 固定資産税

固定資産課税標準額 × 1.45% (平成17年度より)

◎ 軽自動車税

(1) 環境性能割

三輪以上の軽自動車の車種区分			注1) (取得価格) × 税率	
			自家用	営業用
電気自動車・天然ガス自動車(平成30年排出ガス規制適合又は平成21年排出ガス規制10%以上低減)			非課税	非課税
注2) ガソリン車・ ハイブリッド車	乗用	2020年度燃費基準+109%達成		
	貨物	2015年度燃費基準+25%達成		
	乗用	2020年度燃費基準+87%達成	1.0%	0.5%
	貨物	2015年度燃費基準+20%達成		
	乗用	2020年度燃費基準+80%達成	2.0%	1.0%
貨物	2015年度燃費基準+15%達成			
上記以外				2.0%

注1) 新車・中古車を問わず取得価格が50万円を超えるもの

注2) いずれも平成30年排出ガス規制50%低減又は平成17年排出ガス規制75%低減達成車(★★★★)に限る

## (2) 種別割

### イ 原動機付自転車、小型特殊自動車及び二輪車等

- |   |           |
|---|-----------|
| ① 総排気量が0.05ℓ以下のもの、又は定格出力が0.6kw以下のもの                       | 年額 2,000円 |
| ② 二輪のもので総排気量が0.05ℓを超え0.09ℓ以下のもの、又は定格出力が0.6kwを超え0.8kw以下のもの | 年額 2,000円 |
| ③ 二輪のもので総排気量が0.09ℓを超えるもの、又は定格出力が0.8kwを超えるもの               | 年額 2,400円 |
| ④ 三輪以上のもので総排気量が0.02ℓを超えるもの、又は定格出力が0.25kwを超えるもの            | 年額 3,700円 |
| ⑤ 小型特殊自動車   |           |
| a 農耕作業用自動車及び刈取脱穀作業自動車                                     | 年額 2,000円 |
| b その他のもの  | 年額 5,900円 |
| ⑥ 専ら雪上を走行するもの   | 年額 3,000円 |
| ⑦ 二輪のもの125cc超250cc以下(側車付のものを含む)                           | 年額 3,600円 |
| ⑧ 二輪の小型自動車250cc超  | 年額 6,000円 |

### ロ 四輪以上及び三輪の軽自動車

車種区分			平成27年3月31日以前に最初の新規検査を受けた車両 【旧税額】	平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両 【新税額】	最初の新規検査から13年を経過した車両 【重課税額】
四輪以上	乗 用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨 物	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円
三 輪			3,100円	3,900円	4,600円

○令和4年4月1日から令和5年3月31日までに最初の新規検査を受けた四輪以上及び三輪の軽自動車で、排出ガス性能や燃費性能の優れた環境負荷の小さいものについて、令和5年度の軽自動車税が軽減。但し、軽減は初めての車両番号の指定を受けた年度の翌年度限りとなる。

車種／内容			令和4年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両	グリーン化特例(軽課)適用税額		
				(ア)概ね75%軽減	(イ)概ね50%軽減	(ウ)概ね25%軽減
四輪以上	乗 用	自家用	10,800円	2,700円	(軽課対象外)	-
		営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円
	貨 物	自家用	5,000円	1,300円	-	-
		営業用	3,800円	1,000円	-	-
三 輪			3,900円	1,000円	2,000円	3,000円

※ 軽自動車は、当該年度の4月1日現在の所有者に課税され、年度途中の売買などにより名義変更があっても月割り課税や還付を行わない。

### ◎ 市たばこ税

- |                    |           |                   |
|--------------------|-----------|-------------------|
| ・ 紙巻たばこ(旧3級品以外)    | 1,000本あたり | 5,692円 (H30. 10～) |
|                    |           | 6,122円 (R02. 10～) |
|                    |           | 6,552円 (R03. 10～) |
| ・ 紙巻たばこ(旧3級品)      | 1,000本あたり | 4,000円 (H30. 4～)  |
|                    |           | 5,692円 (R01. 10～) |
| ・ 手持ち品紙巻きたばこ(旧3級品) | 1,000本あたり | 1,692円 (H30. 4～)  |
|                    |           | 430円 (R02. 4～)    |



## ◎ 入湯税

・ 一人一日

150円

※ 免税者

- ・ 12歳未満の者
- ・ 共同浴場及び一般公衆浴場に入湯する者
- ・ 日帰り客で、一人当たりの施設利用料金が1,000円以下のもの
- ・ 学校(大学を除く)の行事として行われる修学旅行等で教職員が引率して行われるものに参加する児童生徒又は学生

## ◎ 国民健康保険税

		課税対象	医療分	後期分	介護分
(1)	所得割額	加入者一人ひとり 課税基準所得金額 <sup>注1)</sup> －基礎控除額 <sup>注2)</sup>	6.40%	1.90%	1.60%
(2)	均等割額	国保加入者一人につき	25,500円	7,700円	8,200円
(3)	平等割額	国保加入世帯一世帯につき	19,700円	6,000円	4,500円
課税限度額			65万円	22万円	17万円

注1) 課税基準所得金額とは、前年中の総所得金額、分離短期・分離長期譲渡所得金額、株式等にかかる譲渡所得金額、分離課税の上場株式配当所得、商品先物取引にかかる雑所得及び山林所得金額の合計額をいう。

注2) 基礎控除額は、合計所得金額によって下表のとおりとなる。

前年中の合計所得金額	2,400万円以下	2,400万円超 2,450万円以下	2,450万円超 2,500万円以下	2,500万円超
基礎控除額	43万円	29万円	15万円	0円

※軽減判定用所得金額が定められた基準以下の場合、均等割額、平等割額が軽減される。

- ・ 7割軽減 基礎控除額(43万円)+10万円×(年金・給与所得者の合計数<sup>注1)</sup>－1)以下の世帯
- ・ 5割軽減 基礎控除額(43万円)+(29万円×被保険者数および特定同一世帯所属者数<sup>注2)</sup>の合算数)  
+10万円×(年金・給与所得者の合計数<sup>注1)</sup>－1)以下の世帯
- ・ 2割軽減 基礎控除額(43万円)+(53.5万円×被保険者数および特定同一世帯所属者数<sup>注2)</sup>の合算数)  
+10万円×(年金・給与所得者の合計数<sup>注1)</sup>－1)以下の世帯

注1) 年金・給与所得者の合計数とは、前年中の収入が次のいずれかの条件を満たす同一世帯の被保険者及び世帯主の合計数をいう。「10万円×(年金・給与所得者の合計数－1)」の計算は年金・給与所得者の数が2以上の場合のみ計算。

ア. 給与収入が55万円を超える者

イ. 65歳未満かつ公的年金収入額が60万円を超える者

ウ. 65歳以上かつ公的年金収入額が125万円(公的年金等控除110万円+高齢者特別控除15万円)を超える者

注2) 特定同一世帯所属者とは、後期高齢者医療制度に移行し、国民健康保険被保険者の資格を喪失した者で、継続して同一の世帯に属する者をいう。

※令和4年度から、国民健康保険に加入している<sup>注3)</sup>未就学児の均等割額が5割軽減された。  
所得に応じた軽減に該当する世帯の場合は、その軽減適用後の均等割額を5割軽減する。

注3) その年度時点で、小学校入学対象でない方。

## 16. 所得等の控除額の一覧表

区 分	所 得 税 令和4年分				住 民 税 令和5年度						
控除の種類					区 分	控除額					
基礎控除額	納税者の合計所得金額		控除額		区 分	控除額					
	① 2,400万円以下		480,000円			①	430,000円				
	② 2,400万円超 2,450万円以下		320,000円			②	290,000円				
	③ 2,450万円超 2,500万円以下		160,000円			③	150,000円				
	④ 2,500万円超		0円(適用なし)			④	0円(適用なし)				
配 偶 者 (特 別 控 除 額)	配偶者の合計所得金額		納税者の合計所得金額		配 偶 者 A B C	納税者					
			A. 900万円以下	B. 900万円超 950万円以下		C. 950万円超 1,000万円以下	控 除 額				
	① 48万円以下		38万円	26万円		13万円		①	33万円	22万円	11万円
	② 老人配偶者(70歳以上)		48万円	32万円		16万円		②	38万円	26万円	13万円
	③ 48万円超 95万円以下		38万円	26万円		13万円		③	33万円	22万円	11万円
	④ 95万円超 100万円以下		36万円	24万円		12万円		④	33万円	22万円	11万円
	⑤ 100万円超 105万円以下		31万円	21万円		11万円		⑤	31万円	21万円	11万円
	⑥ 105万円超 110万円以下		26万円	18万円		9万円		⑥	26万円	18万円	9万円
	⑦ 110万円超 115万円以下		21万円	14万円		7万円		⑦	21万円	14万円	7万円
	⑧ 115万円超 120万円以下		16万円	11万円		6万円		⑧	16万円	11万円	6万円
	⑨ 120万円超 125万円以下		11万円	8万円		4万円		⑨	11万円	8万円	4万円
	⑩ 125万円超 130万円以下		6万円	4万円		2万円		⑩	6万円	4万円	2万円
	⑪ 130万円超 133万円以下		3万円	2万円		1万円		⑪	3万円	2万円	1万円
⑫ 133万円超		0円	0円	0円	⑫	0円		0円	0円		
<p>納税者の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、配偶者(特別)控除が適用されない。</p>											
同 左											
扶 養 控 除 額	年少扶養者(16歳未満)		0円		0円						
	一般扶養親族(16歳以上19歳未満及び23歳以上70歳未満)一人につき		380,000円		330,000円						
	19歳以上～22歳以下の扶養親族		630,000円		450,000円						
	老人扶養親族(70歳以上)		480,000円		380,000円						
	同居老親等		580,000円		450,000円						
雑 損 控 除 額	「損害金額－保険金などで補てんされる金額」＝Aの金額を基として計算した、次の①と②のいずれか多い方の金額				同 左						
	① Aの金額－(所得金額の合計額×10%) ② Aの金額のうち災害関連支出額－5万円										
医 療 費 控 除 額	次の①と②のいずれか多い方の金額				同 左						
	① 『医療費の実質負担額－「10万円と総所得金額等の5%のいずれか少ない金額」(限度額200万円)』 ② 『スイッチ OTC 医薬品の購入額－保険等で補てんされる金額－1万2千円(限度額8万8千円)』										
社会保険料控除額	支払った又は給与等から控除される社会保険料の合計額				同 左						
小規模企業共済等掛金控除額	支払った小規模企業共済掛金(旧第2種共済掛金除く。)、確定拠出年金法の企業型年金加入者掛金若しくは個人型年金加入者掛金(iDeCoの掛金など)又は心身障害者扶養共済掛金の合計額				同 左						

区 分	所 得 税 令和4年分	住 民 税 令和5年度
生命保険料  控 除 額	① 新契約(H24.1.1以降に契約) 上限12万円 新生命保険料・新個人年金保険料・介護医療保険料 (限度額 各4万円) 20,000円以下・・・支払い保険料の全額 20,000円超～40,000円以下 …… 支払い保険料×1/2+10,000円 40,000円超～80,000円以下 …… 支払い保険料×1/4+20,000円 80,000円超 …… 一律 40,000円  ② 旧契約(H23.12.31以前に契約) 上限10万円 旧生命保険料・旧個人年金保険料 (限度額 各5万円) 25,000円以下・・・支払い保険料の全額 25,000円超～50,000円以下 …… 支払い保険料×1/2+12,500円 50,000円超～100,000円以下 …… 支払い保険料×1/4+25,000円 100,000円超 …… 一律 50,000円  ③ ①新契約と②旧契約の双方に加入し、生命保険料控除を適用する場合 ①に基づき算定した新契約の控除額と、②に基づき算定した旧契約の 控除額との合計額(最高、各4万円 上限12万円)	①新契約 上限7万円 新生命保険料・新個人年金保険料 介護医療保険料(限度額各28,000円) 12,000円以下 支払い保険料の全額 12,000円超～32,000円以下 支払保険料×1/2+6,000円 32,000円超～56,000円以下 支払保険料×1/4+14,000円 56,000円超 一律 28,000円 ②旧契約 上限7万円 新生命保険料・新個人年金保険料 (限度額各35,000円) 15,000円以下 支払い保険料の全額 15,000円超～40,000円以下 支払保険料×1/2+7,500円 40,000円超～70,000円以下 支払保険料×1/4+17,500円 70,000円超 一律 35,000円 ③新・旧契約双方の場合 新契約の控除額と、旧契約の 控除額との合計額(各28,000円 全体の上限7万円)
地震保険料  控 除 額	損害保険契約等に係る 地震保険料の金額の 合計額 (最高5万円) + ( 長期損害保険契約等に係る 旧長期損害保険料の金額の 支払額 (支払額の金額が10,000円を超え る場合は支払額×1/2+5,000円) (最高15,000円) ) (最高限度額 5万円)	地震保険料 支払った地震保険料の1/2 限度額 25,000円(A) 支払った旧長期損害保険料 限度額 10,000円(B) 5,000円以下 支払額全額 5,000円超～15,000円以下 支払額×1/2+2,500円 15,000円超 10,000円  最高限度額 25,000円(A+B)
障 害 者 控 除 額	本人又はその同一生計配偶者や扶養親族のうちに障害者がいる場合 障害者一人につき 270,000円 特別障害者一人につき 400,000円 同居の同一生計配偶者または扶養親族の特別障害者 加算額一人につき 350,000円	260,000円 300,000円 230,000円
寡 婦 ひとり親 控除額	寡 婦 (合計所得金額が500万円以下で、合計所得金額 が48万円以下の扶養親族を有する) 270,000円 ひとり親 (合計所得金額が500万円以下で、総所得金額等 が48万円以下の生計を一にする子がいる) 350,000円	260,000円 300,000円
勤労学生控除	勤労学生(合計所得金額が75万円以下で、そのうち給与 所得以外の所得の合計額が10万円以下の者に限る) 270,000円	260,000円

給与所得控除後の給与等の金額の計算表

収入の範囲	給与所得の金額
給与等の収入金額=A * { } 内は少数点以下切り捨て	
～ 550,999 円	0
551,000 円～1,618,999 円	A - 550,000
1,619,000 円～1,619,999 円	1,069,000
1,620,000 円～1,621,999 円	1,070,000
1,622,000 円～1,623,999 円	1,072,000
1,624,000 円～1,627,999 円	1,074,000
1,628,000 円～1,799,999 円	A ÷ 4 (千円未満の端数切捨て) × 2.4 + 100,000
1,800,000 円～3,599,999 円	A ÷ 4 (千円未満の端数切捨て) × 2.8 - 80,000
3,600,000 円～6,599,999 円	A ÷ 4 (千円未満の端数切捨て) × 3.2 - 440,000
6,600,000 円～8,499,999 円	A × 0.9 - 1,100,000
8,500,000 円～	

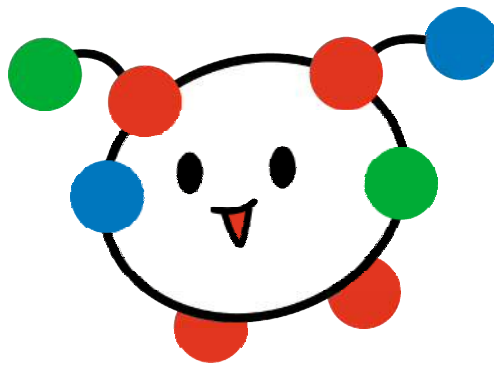
公的年金等に係る雑所得の速算表(雑所得の金額=A×B-C)

年齢区分	A 公的年金等の収入金額の合計額	B 割合	C 控除額		
			公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額		
			10,000,000 円まで	20,000,000 円まで	20,000,000 円超
1月1日 65歳未満の方	[公的年金等の収入金額の合計額が400,000円までの場合は、所得金額はゼロとなる。]				
	1,299,999 円まで	100%	600,000 円	500,000 円	400,000 円
	4,099,999 円まで	75%	275,000 円	175,000 円	75,000 円
	7,699,999 円まで	85%	685,000 円	585,000 円	485,000 円
	9,999,999 円まで	95%	1,455,000 円	1,355,000 円	1,255,000 円
	10,000,000 円以上	100%	1,955,000 円	1,855,000 円	1,755,000 円
1月1日 65歳以上の方	[公的年金等の収入金額の合計額が900,000円までの場合は、所得金額はゼロとなる。]				
	3,299,999 円まで	100%	1,100,000 円	1,000,000 円	900,000 円
	4,099,999 円まで	75%	275,000 円	175,000 円	75,000 円
	7,699,999 円まで	85%	685,000 円	585,000 円	485,000 円
	9,999,999 円まで	95%	1,455,000 円	1,355,000 円	1,255,000 円
	10,000,000 円以上	100%	1,955,000 円	1,855,000 円	1,755,000 円

所得金額調整控除

	対象者	要件	控除額
1	給与等の収入金額が850万円を超える方	次のいずれかに該当 ・本人が特別障害者 ・23歳未満の扶養親族を有する ・特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する	(給与等の収入金額-850万円) × 10% (注) 給与等の収入が1,000万円超の場合は1,000万円から850万円を控除、限度額15万円
2	給与所得控除後の給与等の金額(A)及び公的年金等に係る雑所得の金額(B)がある方	(A)と(B)の合計額が10万円を超える	(A) + (B) - 10万円 (注) 最大10万円を給与所得から控除

なお、1及び2の両方に該当する場合は、1の控除後に2の金額を適用する。



南砺市

---

## 市税の概要 令和5年度版

令和5年10月発行

発行者 南砺市総務部 税務課

〒939-1692 南砺市荒木1550

TEL 0763-23-2030	収税係
TEL 0763-23-2005	市民税係
TEL 0763-23-2033	資産税係
FAX 0763-52-3232	

---